

第3部第4章第8節

【設例】

以下の場合、AはBに対し、いつからいつまで損害賠償請求ができるだろうか？

- (1) Bの過失により、Aの自転車が壊された場合 [構造、展開1]
- (2) Bの過失により、Aが怪我をした場合 [構造、展開1]
- ③ Bの過失により、Aが傷害を被り入院し、後遺障害も負った場合 [展開2]